

表 1 - 1 用語の定義

語 句	定 義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
武力攻撃事態等対策本部	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第 10 条第 1 項により設置され、対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進する組織
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事爆発、放射性物資の放出及びその他人的又は物的災害
国民保護措置	武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、その影響が最少となるようにするための措置
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明確な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針
基本指針	政府が武力攻撃事態等に備えて、国民保護措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のこと。指定行政機関及び県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める国民保護業務計画の基本となるもの
国民保護計画	指定行政機関、都道府県及び市町が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して、政府の定める基本指針に基づき定める計画
国民保護協議会	県又は市町における国民保護措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会

指定行政機関	<p>対処措置を実施する国の行政機関のうち中央行政機関。</p> <p>内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛庁、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省</p>
指定公共機関	<p>独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他公共的機関及び電気、ガス、運送、通信及びその他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣告示で指定されたもの</p>
指定地方行政機関	<p>指定機関の地方支分部局及びその他の国の地方行政機関</p>
指定地方公共機関	<p>県内において電気、ガス、輸送、通信、医療及びその他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定したもの</p>
国民保護業務計画	<p>指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して定める計画</p>
避難実施要領	<p>避難の指示を受けた市町長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める要領</p>
生活関連等施設	<p>発電所、浄水施設、危険物等の取扱所等国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又は、その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設</p>
自主防災組織	<p>大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織</p>
安否情報	<p>非難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報</p>
災害時要援護者	<p>災害の発生及び危機が迫っていることの認知、安全な場所に避難すること、避難先での生活を続けること等に大きな困難が生じる人々。乳幼児、高齢者、障害者、外国人、旅行者等を指す。</p>